

財團  
協調會福岡出張所

6、争議費用として二百圓交付すること  
7、被解雇者四名に對し解雇手當並に歸郷旅費を支給すること  
と  
涙金として争議費用（二百圓）中より各十圓宛交付すること  
以上

7

財團  
協調會福岡出張所

報告第二四一號

山田炭礦株式會社山田炭坑労働争議

發生 昭和九年六月二十七日  
解決 同 六月二十八日